

国名	ブラジル
公的年金の体系 保険料財源 税 財 源 企業・個人年金	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被用者、臨時雇用の被用者◎</li> <li>自営業、家族従業者◎</li> <li>学生、主婦、失業者△</li> </ul>
保険料率 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被用者については、収入ごとに8%から11%の保険料率が適用され、保険料がかかる収入の上限が存在する。</li> <li>自営業については、申告所得の20%の保険料率となる。</li> </ul>
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性35年以上、女性30年以上の拠出期間が必要となる。</li> </ul>
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職前の5年間のうち最も所得水準が高かった36ヶ月の平均金額を算出し、その8割の水準である。</li> <li>給付額の上限が設定されている。</li> </ul>
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も所得水準が高かった月の8割の水準を基本として、その水準に“Factor Previdenciario”と呼ばれる係数を乗じる。</li> <li>Factor Previdenciarioは、これまで支払ってきた保険料の保険料率、期間、年齢、平均余命により算出される。</li> </ul>
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金給付額の算定に最低額が設定されている。</li> </ul>
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>賦課方式がとられている。</li> </ul>
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫負担のうち大部分は、社会保障目的税による。</li> </ul>
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付額を算出する際の賃金水準には、最低額として月あたりの法定最低賃金が用いられている。</li> </ul>
無年金者への措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>税による社会扶助が存在する。</li> </ul>
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金は公務員向けの公務員社会保障制度と公務員以外向けの一般社会保障制度が存在する。</li> <li>企業年金の基金数は2012年時点で327存在し、1,088のプランがある。そのほかにオープンファンドの個人年金が存在する。</li> </ul>

## ブラジルの年金制度

水上啓吾（大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授）

### 1. 制度の特色

ブラジルの公的年金制度は、公務員向けの公務員社会保障制度と公務員以外が加入する一般社会保障制度の2種類存在する。公務員社会保障制度については、一般社会保障制度に比べて受給条件や給付水準が優遇されていることに対して批判がある。双方の制度とも賦課方式であるが、年金会計の維持可能性が危惧されており、近年制度改革がすすめられている。

私的年金制度としては企業年金と年金保険が存在する。企業年金はクローズドファンドであり、年金保険はオープンファンドである。

### 2. 沿革

ブラジルの年金制度は1923年の通称「エロイ・シャーベス法」の制定に端を発する。同法では鉄道会社の退職金および年金基金制度を定めており、鉄道会社の従業員に対して、老齢年金、遺族年金、出産手当などの社会保障給付を規定するものであった。当時の基幹産業であるコーヒー豆の生産とその輸出において鉄道事業は重要な役割を果たしていたが、1920年代には鉄道企業の労働者によるストライキが多く発したため、労働者への対応として社会保障制度を整備した。その後1930年代から1950年代にかけて産業別の退職金・年金基金が次々と発足した。1930年代以降に、多くの年金基金がつくられた背景としては、当時のヴァルガス大統領が労働者の組織化をはかり、支持基盤に組み込むことに狙いがあったとされている。ただし、年金基金の運営主体は民間企業であった。

しかし、1960年代後半以降になると、軍事政権（1964～85年）の下で、産業別年金基金の一元化がはかられた。1967年に社会保障院（Instituto Nacional de Previdência Social, INPS）が設立され、その後、1970年代には自営業者や農業・漁業・林業従事者などを加えた賃金労働者は社会保障制度に組み込まれることになった。その後1977年には国家社会

会保障システム（Sistema Nacional de Previdência e Assistência Social, SIMPAS）が導入され、INPSも統合された。SIMPASは1990年には社会保障援助金融管理院（Instituto de Administração Financeira da Previdência e Social Assistência, IAPAS）に統合され、その管理機関として社会保障院（Instituto Nacional de Seguro Social, INSS）が設立された。

現在では社会保障院の管理の下、公的年金（一般社会保障制度および公務員社会保障制度）と私的年金（企業年金および年金保険）が存在している。

### 3. 制度体系の概要

公的年金制度は大きく2つに分けられる。連邦政府、州政府、基礎自治体の公務員を対象とした公務員社会保障制度（Regimes Próprios de Previdência Social, RPPS）と、民間及び公企業の従業員などすべての労働者、自営業者、家事労働者などを対象とする一般社会保障制度（Regime Geral da Previdência Social, RGPS）である。なお、公的年金制度とは別に私的年金制度を導入する企業も存在しており、RGPSの補完的役割を果たしている。

### 4. 給付算定方式、スライド方式

#### (1) 一般社会保障制度（RGPS）

給付資格は、男性は35年以上、女性は30年以上保険料を納付した者に与えられる。ただし、1998年の制度改革以前に保険料を納付している場合、旧制度を適用することも可能であり、男性は53歳、女性は48歳から年金給付を受けることができる。一方、新制度では、男性は60歳以上、女性は55歳以上が年金給付を受け取ることができるようになった。ただし、2003年の制度改革により、支給開始年齢に関する規定がなくなった。

なお、給付水準は退職前の5年間のうち最も所得水準が高かった36ヶ月の平均金額を算出し、その8割の値である。ただし、給付額は連邦政府が発表する最低賃金の10ヶ月分を上限とする。また、給付水準は物価指数に連動している。

#### (2) 公務員社会保障制度（RPPS）

一般社会保障制度と同様に、男性は35年以上、女

性は30年以上保険料を納付した者に満額の給付資格が与えられる。給付額は退職時の給与水準が維持されるが、一般社会保障制度と異なり、上限額は設定されていない。また、公務員社会保障制度内で賦課方式がとられているため、退職者への給付額にともなって保険料も変動する。

## 5. 負担、財源

年金の負担及び財源は以下のように保険料に加えて国庫負担等が存在する。

### (1) 一般社会保障制度 (RGPS)

一般社会保障制度 (RGPS) については、被用者の大部分は給与所得の8.00%~11.00%，雇用主は20.00%を保険料として負担している（2014年1月時点）。保険料率は給与が月額1,556.94レアルまでの被用者が8.00%，1,556.95レアルから2,594.92レアルまでが9.00%，2,594.93レアル以上から5,189.82レアルまでが11.00%である（2016年1月4日時点の為替レートは1レアル=29.5円である）。

### (2) 公務員社会保障制度 (RPPS)

公務員社会保障制度 (RPPS) に関しては1998年までは保険料負担は原則として無く、給付は全額租税収入と後述する社会負担金 (Contribuição Social) に頼っていた。社会負担金は社会保障目的税であり、公務員社会保障制度の財源としても活用されてきた。現在でも社会負担金の一部は公務員年金会計に繰り入れられているが、1998年以降は公務員も年金保険料を納付するようになった。

### (3) 社会負担金 (Contribuição Social)

国庫負担の財源となる社会負担金は、原則社会保障関連費用に充てられる目的税である。社会負担金の種類は多岐にわたり、Cofins, PIS/PASEP, CSLL, CPMFなどが存在する。それぞれ、課税客体も税率も異なる。CofinsやPIS/PASEPは法人税の壳り上げ、CSLLは法人の所得、CPMFは当座預金からの引出し額等を課税客体としている。

2015年度の連邦政府における社会負担金収入は3,681億レアルであった。連邦政府の租税収入は4,661億レアルであったため、社会負担金収入は租税収入の8割弱の規模であった。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

一般社会保障制度 (RGPS) も公務員社会保障制度 (RPPS) も賦課方式をとっている。そのため、年金会計の資金の運用益が給付に直接的に与える影響はそれほど大きくなないが、どちらの年金制度も実質上積立金は存在しており、それぞれ運用されている。

## 7. 制度の企画、運営体制

一般社会保障制度 (RGPS) も公務員社会保障制度 (RPPS) も監督機関となるのは、連邦政府の社会保障省 (Ministro da Previdência Social) である。同省の下に国家社会保障院 (INSS) が置かれており、一般社会保障制度や公務員社会保障制度の資金管理もおこなっている。

給付水準および、保険料率の変更は社会保障省の大臣を議長とする国家社会保障委員会 (Conselho Nacional de Previdência Social, CNPS) において決定される。同委員会は15名（連邦政府代表6名、受給資格保有者代表3名、現役労働者代表3名、雇用主代表3名）の委員からなる。委員会の決定内容は、議会で承認を得ることにより反映される。

また、国家社会保障委員会とは別に、地域別の社会保障委員会 (Conselho de Previdência Social) が存在する。各社会保障委員会は、10名の委員（連邦政府代表4名、受給資格保有者代表2名、現役労働者代表2名、雇用主代表2名）からなる。各地方の委員会が作成する報告書の内容は国家社会保障委員会の決定に反映されることになっている。

## 8. 最近の議論や検討の動向、課題

### (1) 一般社会保障制度 (RGPS) の動向

公的年金では皆保険を前提として制度を設計しているが、インフォーマルセクターでの従業者は対象外となりうる。加えて、人口の高齢化も進んできているため、制度の維持が問題視されている。一般社会保障制度は賦課方式であり、2030年代前半には現役労働者の保険料収入と保険金給付額が等しくなると見られている。一般社会保障制度の労働者(16歳以上60歳未満)のカバー率は1992年に66.4%であったが、その後徐々に低下し、経済危機が深刻であつた

た2002年には61.7%にまで減少した。しかし、その後回復し、2014年時点では全労働者の72.6%をカバーしている。

また、後述するように、一般社会保障制度を補完するものとして企業年金を整備する企業も増加しつつある。一般社会保障制度のカバー率に比べて低いものの、急増している中間層が企業年金の加入者となっており、今後も増加する可能性は高い。

## (2) 公務員社会保障制度（RPPS）の動向

公務員社会保障制度は一般社会保障制度に比べて受給条件や給付水準が優遇されており、職種によっては年金給付額が退職時の所得代替率100%を超える場合もある。

こうした制度間の格差を是正するため、これまで公務員社会保障制度の制度改革は何度も議論されてきた。軍事政権時代から公務員の年金制度は優遇されていたが、1985年の民政移管後、公務員の待遇に対する批判は次第に強くなってきた。特に、1995年に発足したカルドーゾ政権下では公務員の年金制度を改革するために憲法改正を議論の俎上にのせた。2002年までの同政権下では、憲法改正までいたらなかったが、1998年には公務員の保険料の引き上げがおこなわれた。

2011年時点における公務員社会保障制度の加入者数は連邦政府では、208万8,726人であるが、そのうち現役の公務員は113万1,178人であり、全体の54%であった。州政府は加入者483万1,462人のうち299万8,720人が現役の公務員であり、全体の62%である。基礎自治体の公務員社会保障制度は、加入者数299万2,787人のうち237万6,565人が現役の公務員であり、全体の79%を占めていた。したがって、賦課方式である公務員社会保障制度は上位政府になるほど年金会計の維持が困難であることがわかる。賦課方式の公務員社会保障制度において、現役の公務員数が加入者数に占める比率が低下することは制度存続に関わる問題である。国庫負担をこれ以上増やすな

いとすれば、現在存在しない給付上限規定の導入か、保険料率の引き上げが必要である。

また、近年では年金制度の見直しの中で、一元化を目指す動きも連邦政府内で見られる。その過程では年金支給開始年齢の統一とその引き上げが必要になる。特に優遇されているとの指摘のある農村労働者については、支給条件が厳しくなるため、制度改革への批判を強める可能性がある。

## 9. その他

私的年金制度としては企業年金と年金保険がある。企業年金はクローズドファンドであり、雇用主が一部負担しながら運用されている。一方、年金保険はオープンファンドである。したがって、年金保険は特定の企業に所属しなくとも希望者は加入できる。しかし、実際にはクローズドファンドである企業年金の方が年金保険よりも普及している。

なお、2009年には連邦政府がPREVIC (Superintendência Nacional de Previdência Complementar) を設立し、主として企業年金の運用の監督にあたっている。

企業年金の基金数は2012年時点で327存在し、1,088のプランがある。給付資格者は328万人に上り、企業年金基金は全体で6,396億レアルの資産を運用している。運用方法の内訳は、公債が43.1%，株式が28.1%，社債が11.2%，その他が17.6%である。

## 参考文献

- 子安昭子（2001）「ブラジル型福祉国家の方向性」宇佐見耕一編『新興福祉国家論—アジアとラテンアメリカの比較研究』アジア経済研究所
- Bonturi, Marcos (2002), "The Brazilian Pension System", OECD Economics Department Working Papers No. 340, OECD.
- Ministério da Previdência Social (2008), *Panorama da Previdência Social Brasileira*, Brasilia: Ministério da Previdência Social.
- Previdência Social (2009), *Anuário Estatístico de Acidentes do Trabalho*, Brasilia: Previdência Social.